

難病生きがいサポートセンターは、岐阜県の「難病相談支援センター」としての役割を担い、相談員（相談支援員）による相談や専門医師による電話相談、県内各地での相談会などの相談事業を始めとした各種事業を行っています。

- ❖ 難病生きがいサポートセンターの運営は岐阜県難病団体連絡協議会（難病連）が行っています。
- ❖ 難病連は県内18の患者会が加盟しており、患者家族さんと患者会をつなぐ橋渡しの役割もしています。

難病生きがいサポートセンタースタッフによる相談 9:30～17:00（月～金）

| 相談内容 | 電 話 |
|-------------------|--------------|
| 日常相談 ・ 子どもの自立支援相談 | 058-214-8733 |
| 就労相談 | 058-273-0870 |

◆子どもの自立支援相談とは・・・

平成27年1月1日に児童福祉法が改正され、「小児慢性特定疾病児童等自立支援員」（以下自立支援員）による支援が制度化されました。

岐阜県難病団体連絡協議会・難病生きがいサポートセンターには、自立支援員が配置されており、慢性的な病気や治療が難しい病気の子どもとその家族などを対象に、様々な相談・支援を行っています。

こんな相談があります

- ・子供の将来を思うと心が折れそうで苦しい。そんな気持ちを聞いてほしい
- ・病気のことを学校の先生やクラスの子にどう伝えたらいいかわからない
- ・小児慢性特定疾病の申請をするとどんなサービスを受けられるの？
- ・病気を抱えて同じような経験をしている人と話したい

こんな活動を行っています

- ・「電話や面談等での相談」（面談の場合はご予約下さい）
- ・「難病ふれあい教室」（年1回）
- ・「交流会」：「紫外線を避けて生活をしている子の家族の交流会」「病気を抱えて普通学校に通っている子の家族」「1型糖尿病の交流会」など
- ・地域支援機関への紹介や同行など

相談にならない思いをお話できる場でもあります
ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください

難病生きがいサポートセンター

電話・FAX : 058-214-8733

Eメール : gi_funanbyo_kng@gifu_email.ne.jp

